

川西町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

川西町教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、教育職員の長時間勤務、休職率・離職率の増加が課題となっている。教育職員が健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して活き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、働きやすさと働きがいとを両立し、川西町学校教育目標の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における勤務状況を改善することが急務となっている。

教育の質の向上に向けて、教育職員を取り巻く勤務状況の改善に向けた総合的な方策を進める必要があるため、業務量管理・健康確保措置に関する実施計画を策定するものである。

(2) 本町の現状

- 本町では、令和6年10月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川西町立小、中学校管理規則」に「教育職員の業務量の適切な管理等」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【時間外在校等時間の状況】

	月平均 45 時間を上回る割合 (令和 7 年度上期)	年 360 時間を上回る割合 (令和 6 年度)
小学校	19.7%	6.8%
中学校	61.5%	20.0%

- 時間外在校等時間の業務内容としては、小学校は授業準備や教材研究が多い傾向にある。中学校は授業準備や教材研究、校務分掌、部活動等と、個人により傾向が異なる。
- 小学校は指導内容の焦点化や授業準備の組織化、中学校は教育職員個々への助言や支援により、時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月平均 45 時間を上回る割合を 0%にする。
- ・年 360 時間を上回る割合を 0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0%にする。

【令和 7 年度は 5%】

3. 計画の期間

令和8年度～9年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画実施期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校管理職との連携

働き方改革に関する取り組みを学校管理職の人事評価項目に設定し、各学校における業務や環境整備等の状況について、学校管理職とともに課題を整理したり改善策を検討したりする。

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・関係者間の連絡調整等については、地域学校協働活動推進員が中心となって行うものとする。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・教育委員会は、学校調査等の量の縮減に努め、回答が必要なものについてはICT活用による負担軽減を図る。
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会との連携を図りながら、民間事業者等への委託を行う。
- 部活動
 - ・部活動の地域展開を推進し、学校部活動は平日のみとして、休日は原則として行わない。(中体連主催大会等への学校単位での参加を除く。)

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備
 - ・教材等の印刷、物品等の準備、その他の補助的な業務については、スクール・サポート・スタッフが中心となって行うこととする。
- 学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの活用や通知表の簡素化を進め、事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・教育委員会が、医療機関、福祉機関、関係各課との連携を図り、学校と専門機関の役割分担を調整する。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校評価や関係団体等との協議を受けて学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、学校運営協議会、PTA、その他関係団体に対して、役割と責任の分担等について理解を得られるように働きかける。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・衛生推進者を中心とした校内衛生推進委員会を組織し、労働安全衛生管理体制を強化する。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・健康診断とストレスチェックを実施し、必要に応じて再検査や産業医等による指導を実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況について、教育委員会定例会や総合教育会議で報告する。
- ・特別に支援が必要な児童生徒・家庭への支援に当たる専門分野の人材確保のために、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・保護者や地域の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な取組について協力を得られるように取り組む。